地方独立行政法人大阪市博物館機構発注工事等に係る暴力団排除等手続要領

平成 31 年４月１日

１ 目 的

この要領は、大阪市暴力団排除条例（平成２３年大阪市条例第１０号。以下「市条例」という。）の基本理念に則り、地方独立行政法人大阪市博物館機構（以下「法人」という。）が発注する工事等（以下「法人発注工事等」という。）において、暴力団を利することのないよう、契約相手方の制限並びに当該契約の相手方及びその下請負人等（以下「受注者等」という。）が不当介入を受けたときの対応について定めるものとする。

２ 定 義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 工事等

建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２条第１項に規定する建設工事又は測量・建設コンサルタント等業務（測量、地質調査、建築設計・監理、設備設計・監理、建設コンサルタント及び補償コンサルタント業務）及び物品の購入、物品の売払い、車両等の修理、委託（測量・建設コンサルタント等業務を除く。）、請負（建設工事を除く。）又は賃貸借に関する業務をいう。

(2) 下請負人等

① 下請負人（法人発注工事等の一部について締結される下請契約における請負人又は再受託者をいう。）

② 元請負人又は下請負人と法人発注工事等に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結する者（下請負人を除く。）

(3) 経理責任者

地方独立行政法人大阪市博物館機構会計規程第４条第１項に規定する経理責任者をいう。

(4) 入札参加資格

地方独立行政法人大阪市博物館機構契約規則第２条第３項及び第４項に規定する入札参加資格を有する者をいう。

(5) 暴力団

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。

(4) 暴力団員　法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

(5) 暴力団密接関係者　市条例第２条第３号に規定する暴力団密接関係者をいう。

3　法人発注工事等からの暴力団の排除に関する措置

経理責任者は、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1)　暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、法人発注工事等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと。

(2)　入札参加資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合にあっては、当該入札参加資格者を法人発注工事等に係る入札に参加させないこと。

(3)　法人発注工事等について元請負人及び下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合にあっては、当該法人発注工事等に係る契約を解除すること。

(4)　前各号に掲げるもののほか、法人発注工事等からの暴力団の排除を図るために必要な措置

4　随意契約からの排除

経理責任者は、次に掲げる者を随意契約の相手方としてはならない。

(1) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外者

(2) 入札参加資格の有無にかかわらず、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当することが判明した者

5　不当介入を受けた際の手続き

(1) 不当介入の内容

不当介入とは、暴力団員又は暴力団密接関係者等による社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為のことで、具体的に次のような行為をいう。

① 作業員の安全管理、資材の保管状況、警備員の交通規制等の現場管理上の問題に起因した言いがかり

② 迷惑料、営業補償、損害賠償、病気見舞金、口止め料、近隣対策費、寄付金、賛助金等、名目の如何を問わず、不当な金銭の支払いを要求する行為

③ 労働者の雇用、下請工事の参入、特定資材の納入受入れ、物品の購入及び自動販売機の設置等を不当に要求する行為

④ 不当な手段又は方法による面談を要求する行為

(2) 不当介入の報告

経理責任者は、次に掲げる者（以下「暴力団員又は暴力団密接関係者等」という。）から不当介入を受けたときは、受注者等が速やかに経理責任者に報告するよう指導しなければならない。なお、暴力団員又は暴力団密接関係者等であるかが不明な場合や要求の内容の一部に正当な部分があるなど、不当介入に当たるのかどうか判断に迷うものにあっては、経理責任者は積極的に大阪府東警察署に相談するものとする。

① 暴力団員又は暴力団密接関係者

② 社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロその他の暴力的な要求又は法的な責任を超えた不当な要求を行う集団又は個人（①に掲げる者を除く。）

(3) 報告の方法（別紙１「不当介入手続フローチャート」参照）

① 受注者等が暴力団員又は暴力団密接関係者等から不当介入を受けた場合は、速やかに、別に定める「不当介入報告・届出書（別記様式）」（以下「報告・届出書」という。）により、経理責任者に報告し、大阪府東警察署の行政対象暴力対策担当者（以下「対策担当者」という。）に届出するものとする。ただし、当該不当介入を届け出る暇がなく口頭による連絡を行った場合は、後日、報告・届出書を各々提出するものとする。

② 報告を受けた経理責任者は、直ちに受注者等及び大阪府東警察署の対策担当者と連携し、必要に応じて現場に行き事実確認するなど、速やかに対応を図るものとする。

③ 受注者等は、不当介入事案に対する措置結果について、報告・届出書の（その２）により、経理責任者及び大阪府東警察署の対策担当者に報告しなければならない。

(4) 特記仕様書等への記載

経理責任者は、不当介入があった場合の受注者等から経理責任者への報告及び大阪府東警察署への届出（以下「報告・届出」という。）について、別紙２「特記仕様書等の記載例」を参考に、仕様書等に記載する。

(5) 大阪府東警察署との緊密な連携

経理責任者は、大阪府東警察署との連携を図り、法人発注工事等への暴力団員及び暴力団密接関係者等の不当介入の排除及び未然防止に努めるものとする。

6 誓約書の徴収等

経理責任者は、法人発注工事等の相手方に対し、当該法人発注工事等の相手方及びその下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書をそれぞれから徴収し、法人に提出するよう求めるものとする。

なお、当該誓約書の提出がない場合、経理責任者はその相手方と契約を締結しないよう取り扱うものとする。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成３１年４月１日から施行する。

別紙1

不当介入手続フローチャート

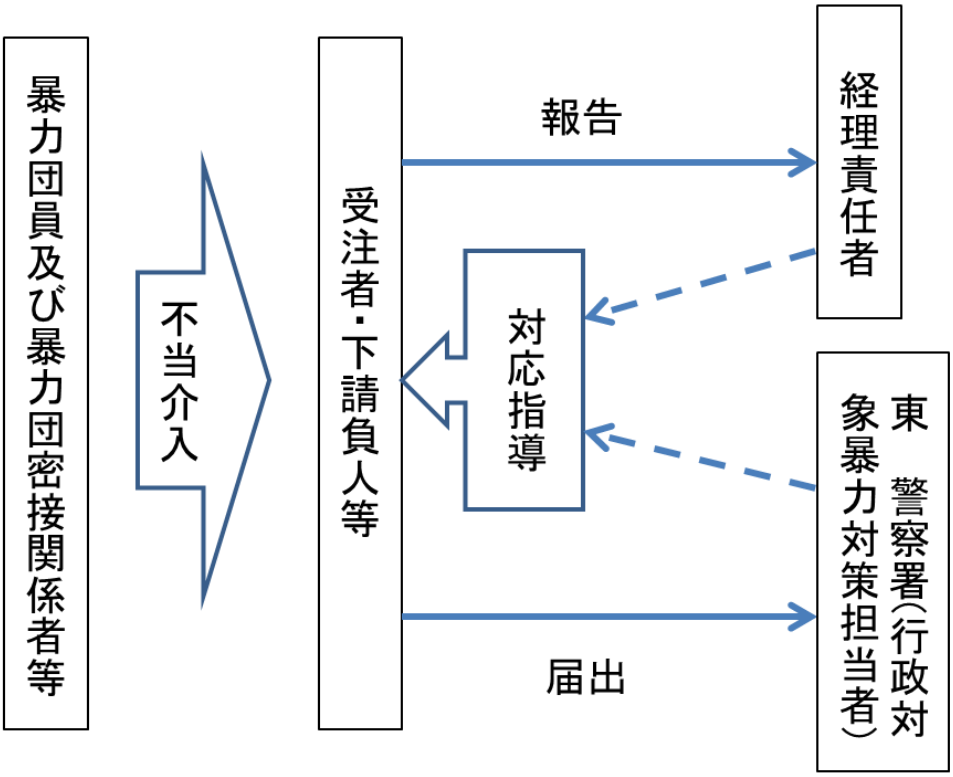

別紙２

【 特記仕様書等の記載例 】

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1　暴力団等の排除について

(1)　受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

(2)　受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

　また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

(3)　受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る地方独立行政法人大阪市博物館機構監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

　また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

(4)　受注者及び下請負人等が、正当な理由なく地方独立行政法人大阪市博物館機構に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、地方独立行政法人大阪市博物館機構入札参加停止要綱による停止措置を行うことがある。

(5)　受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、地方独立行政法人大阪市博物館機構が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

(6)　発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2　誓約書の提出について

　受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

別記様式
（その１）

平成　　年　　月　　日

様

報告者（業者名）	
所　　在　　地	
担当者・連絡先	

不　当　介　入　報　告　・　届　出　書

【　　案件】（第　　報）

１　対象工事等

契約名称	
対象場所	
工事期間	
契約担当機関	

２　不当介入の相手方

氏　　名				人数	人	
住所・所在地						
団　体　名						
団体所在地						
対応日時	平成　年　月　日（　）午前・後　時　分～午前・後　時　分					
応対方法	（　）	電話	（　）	文書・メール	（　）	直接面談
	（　）	その他　～				
不当介入の内容	（　）	苦情申立て	（　）	補償要求	（　）	金品要求
	（　）	職務強要	（　）	その他　～		

（その２）

３　対応内容等

【元請負人（契約相手方）用】

令和　　年　　月　　日

地方独立行政法人大阪市博物館機構
理事長　真鍋　精志　様

住所又は事務所所在地
フ　リ　ガ　ナ
商号又は名称
フ　リ　ガ　ナ
氏名又は代表者名　　使用印
生　年　月　日　　年　　月　　日生
受　任　者　名

誓　約　書

私は、地方独立行政法人大阪市博物館機構（以下「法人」という。）が、発注工事等に係る暴力団排除等手続要領（以下「要領」という。）に基づき、法人が発注する工事等（以下「法人発注工事等」という。）により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

1　私は、次の法人発注工事等を受注するに際して、大阪市暴力団排除条例第２条第２号又は大阪市暴力団排除条例施行規則第３条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。

工事又は業務の名称：

2　私は、大阪市暴力団排除条例第２条第２号又は大阪市暴力団排除条例施行規則第３条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、法人からから役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。

3　私は、本誓約書その他の提出した書面等が、法人から大阪府警察本部に提供されることに同意します。

4　私が大阪市暴力団排除条例第７条第１号に規定する下請負人を使用する場合は、これら下請負人から誓約書を徴し、当該誓約書を法人に提出します。

5　私が使用する大阪市暴力団排除条例第７条第２号に規定する者について、法人からこれらの者の誓約書の提出を求められたときは、当該誓約書を徴収し、法人に提出します。

6　私が使用する大阪市暴力団排除条例第７条各号に規定する下請負人等が、大阪市暴力団排除条例第２条第２号又は大阪市暴力団排除条例施行規則第３条各号に該当する事業者であると法人が大阪府警察本部から通報を受け、又は法人の調査により判明し、法人から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

（参　考）

○地方独立行政法人大阪市博物館機構発注工事等に係る暴力団排除等手続要領（抜粋）

２　定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 工事等

建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２条第１項に規定する建設工事又は測量・建設コンサルタント等業務（測量、地質調査、建築設計・監理、設備設計・監理、建設コンサルタント及び補償コンサルタント業務）及び物品の購入、物品の売払い、車両等の修理、委託（測量・建設コンサルタント等業務を除く。）、請負（建設工事を除く。）又は賃貸借に関する業務をいう。

(2) 下請負人等

①下請負人（法人発注工事等の一部について締結される下請契約における請負人又は再受託者をいう。）

②元請負人又は下請負人と法人発注工事等に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結する者（下請負人を除く。）

(3)～(7)　省略

３　法人発注工事等からの暴力団の排除に関する措置

経理責任者は、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、法人発注工事等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと。

(2) 入札参加資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合にあっては、当該入札参加資格者を法人発注工事等に係る入札に参加させないこと。

(3) 法人発注工事等について元請負人及び下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合にあっては、当該法人発注工事等に係る契約を解除すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、法人発注工事等からの暴力団の排除を図るために必要な措置

○大阪市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

（暴力団密接関係者）

第３条　条例第２条第３号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1)　自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者

(2)　暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者

(3)　前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者

(4)　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(5)　事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は第１号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの

ア　事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）

イ　支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者

ウ　営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者

エ　事実上事業者の経営に参加していると認められる者

(6)　前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

【下請負人等用】

令和　　年　　月　　日

地方独立行政法人大阪市博物館機構
理事長　真鍋　精志　様

住所又は事務所所在地
フ　リ　ガ　ナ
商号又は名称
フ　リ　ガ　ナ
氏名又は代表者名　　印
（契約書に押印する印鑑と同一印）
生　年　月　日　　年　　月　　日生

誓　約　書

私は、地方独立行政法人大阪市博物館機構（以下「法人」という。）が発注工事等に係る暴力団排除等手続要領（以下「要領」という。）に基づき、法人が発注する工事等（以下「法人発注工事等」という。）により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

1　私は、次の法人発注工事等を受注するに際して、大阪市暴力団排除条例第２条第２号又は大阪市暴力団排除条例施行規則第３条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。

工事又は業務の名称：

契約の相手方：

直接の契約の相手方：

2　私は、大阪市暴力団排除条例第２条第２号又は大阪市暴力団排除条例施行規則第３条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、法人から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。

3　私は、本誓約書その他の提出した書面等が、元請負人を通じて法人へ提出されること及び法人から大阪府警察本部に提供されることに同意します。

4　私が大阪市暴力団排除条例第７条第１号に規定する下請負人を使用する場合は、これら下請負人から誓約書を徴し、元請負人を通じて当該誓約書を法人に提出します。

5　私が使用する大阪市暴力団排除条例第７条第２号に規定する者について、法人からこれらの者の誓約書の提出を求められたときは、当該誓約書を徴収し、元請負人を通じて法人に提出します。

6　私が使用する大阪市暴力団排除条例第７条各号に規定する下請負人等が、大阪市暴力団排除条例第２条第２号又は大阪市暴力団排除条例施行規則第３条各号に該当する事業者であると法人が大阪府警察本部から通報を受け、又は法人の調査により判明し、法人から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

（参　考）

○地方独立行政法人大阪市博物館機構発注工事等に係る暴力団排除等手続要領（抜粋）

２　定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 工事等

建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２条第１項に規定する建設工事又は測量・建設コンサルタント等業務（測量、地質調査、建築設計・監理、設備設計・監理、建設コンサルタント及び補償コンサルタント業務）及び物品の購入、物品の売払い、車両等の修理、委託（測量・建設コンサルタント等業務を除く。）、請負（建設工事を除く。）又は賃貸借に関する業務をいう。

(2) 下請負人等

①下請負人（法人発注工事等の一部について締結される下請契約における請負人又は再受託者をいう。）

②元請負人又は下請負人と法人発注工事等に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結する者（下請負人を除く。）

(3)～(7)　省略

３　法人発注工事等からの暴力団の排除に関する措置

経理責任者は、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、法人発注工事等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと。

(2) 入札参加資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合にあっては、当該入札参加資格者を法人発注工事等に係る入札に参加させないこと。

(3) 法人発注工事等について元請負人及び下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合にあっては、当該法人発注工事等に係る契約を解除すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、法人発注工事等からの暴力団の排除を図るために必要な措置

○大阪市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

（暴力団密接関係者）

第３条　条例第２条第３号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1)　自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者

(2)　暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者

(3)　前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者

(4)　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(5)　事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は第１号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの

ア　事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）

イ　支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者

ウ　営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者

エ　事実上事業者の経営に参加していると認められる者

(6)　前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者